

オニは～そと～ フクは～うち～

2/1 信条保育所にて撮影

おもな内容

- 確定申告はお早めに ②-⑤
- 第1回(臨時)町議会から ⑥
- 松を守ろう ⑦
- 1990年世界農林業センサス ⑧-⑨
結果から
- 生涯学習コーナー ⑩
- カトラ散歩 ⑪
- お知らせ ⑫-⑬

休日在宅 当番医の お知らせ



月/日	内 科 医 (電話番号)	外 科 医 (電話番号)
2/17	富田 医院 (☎66-2226)	佐々木 医院 (☎62-2357)
2/24	星野(見附) 医院 (☎62-0998)	石川 医院 (☎66-2140)
3/3	山喜 医院 (☎62-0646)	金井 医院 (☎62-0116)
3/10	星野(今町) 医院 (☎66-2103)	寺師 医院 (☎62-0137)
3/17	杏仁堂 医院 (☎62-0123)	佐々木 医院 (☎62-2357)
3/21	霜鳥 医院 (☎62-0579)	石川 医院 (☎66-2140)
3/24	小林 医院 (☎62-0562)	金井 医院 (☎62-0116)
3/31	堀 医 院 (☎66-2133)	寺師 医院 (☎62-0137)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

人 口 の 動 き

1月末日現在(前月比)・[前年比]	
人 口	12,425人(+2) [+74]
男	6,064人(-1) [+39]
女	6,361人(+3) [+35]
世帯数	2,619戸(+1) [+46]

今月の納税

- 固定資産税第4期
- 国民健康保険税第6期
- 国民年金第11期

— たばこは地元で買しましょう —

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斉場の申込みは与板郷消防署
☎0258-72-2572

青少年健全育成に
関する優秀標語

親の愛情 明るい家庭をつくるカギ

編 集 後 記

湾岸戦争が勃発し、世間の目は、その行方に注がれている。今回の戦争でも、多くの犠牲者がでるだろう。しかし、悲しい犠牲者がでるのは湾岸戦争だけではない、国内においても毎年一万人を超える人が交通戦争により亡くなっている。

湾岸戦争も大変な事態であるが、身近な戦争に目を向けてもらいたい。

◎お詫び—広報一月号七ページの補正予算の中で、職員給与改定に伴う人件費の増額分四千二百四十八万八千円とあるのは、四千五百二万八千円の誤りでした。お詫びして訂正いたします。



確定申告は 正しくお早めに

2月16日(土)～3月15日(金)

申告期限は

三月十五日(金)まで

今年も、二月十六日から所得税、住民税(町県民税)、事業税などの申告の受付が始まります。

あなたの昨年一年間の所得とその税額を正しく申告するために納税相談などを利用して、正しい知識と記入法の指導を受け、三月十五日の期限までにキチンと申告を済ませましょう。

こんな方は確定申告が必要ですよ

次に該当する場合は、確定申告をしなければなりません。
▼事業(農業・商業など)をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成二年中の所得金額の合計が基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの所得控除の合計を超えるとき。

▼サラリーマンで、給与の年収が一、五〇〇万円を超える場合や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二〇万円を超える場合など。
なお、内職をしていたり、日雇い賃金、年金を受給している方も、町の税務課へ町・県民税の申告をする必要があります。

白色申告者の方も 収支内訳書の添付を

事業所得(農業、商業など)、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行っている場合(青色申告者は除く)は、確定申告書を提出する時に、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税を納めなければならないこととなります。

はなりません。

なお、昭和六十三年分の事業所得等の所得金額の合計額が三〇〇万円を超える場合は、記帳をしなければならぬことになっていますが、それ以外の方でも記帳をしている場合は、それを基に収支内訳書に正しく記載して添付をお願いします。

確定申告をすれば 所得税が戻る場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような控除などに該当する場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

得税が還付されます。

なお、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二〇万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

雑損控除

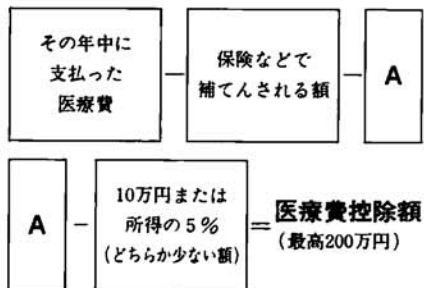
雪おろしに要した費用や、地震、火災、風水害などの災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合で、これらの災害等に関連してやむを得ない支出をした場合には、次のうちいずれが多い方の金額が控除されます。

- 差引損失額 - 所得金額の10分の1
- 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

(注)①差引損失額…損害金額-保険金などによって補てんされる金額
②災害関連支出…災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪降ろし費用など

医療費控除

あなたやあなたの家族が病気をしたりやあなたの家族が病気をしたりした場合、医療費を



(注)医療費控除は所得控除ですので、軽減される税額はその人の所得の大きさにより異なります。

控除として次の算式によって計算された金額が所得額から控除されます。

医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、次のようなものをいいます。

- ①医師や歯科医師に支払った診療代、治療代
- ②治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③病院や診療所、助産婦へ収容されるための費用

多額の医療費を支払ったときは、医療費控除が受けられます。



医療費は、平成二年中に現実

に支払ったものに限って控除の対象となります。従って、未払いとなっている医療費は、現実に支払いがなされるまでは控除

便利な共同納税相談を ご利用ください

—共同納税相談日と会場等—

会場	納税相談日	地域	時間
中之島町 公民館 (2階視聴覚室)	2月28日(木)	中之島・西所地区	9:30~
	3月1日(金)	上通地区	
	3月4日(月)	中通地区	15:30
	3月5日(火)	中野地区	
	3月6日(水)	中条地区	
中之島町農協 北部支所	3月7日(木)	三沼地区 信条地区の下沼新田	9:30~
	3月8日(金)	下沼新田を除く 信条地区	15:30

▶相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日をご利用ください。なお、上記納税相談日以降でも申告期限の3月15日までは、中之島町公民館において納税相談を受け付けております。

▶添付書類、印かん、および振替納税等を希望される方は振込先の口座番号を忘れずに控えて来られるようお願いします。

※今回をもちまして、中之島町農協北部支所会場での共同納税相談を廃止させていただきますので、予めご了承ください。

の対象になりません。

住宅取得等 特別控除



本人が住むために、床面積が四十平方メートル以上の住宅を新築したり、または中古住宅を購入（建築後十年以内（マンション等の耐火建築物については十五年以内）した人で、その年の所得金額が三千万円以下であり、民間の金融機関や金融公庫などから住宅ローンの融資（返済期間十年以上）を受けた人は、次の算式による住宅取得等特別控除額を、六年間にわたって毎年の所得税額から控除することができまます。

また、増改築等であっても、これらの条件にあてはまり、増改築等の工事費用が一〇〇万円を超えるものについては控除の対象になります。

所得税・住民税諸控除一覧表

項目	所得税	住民税	
基礎控除	350,000円	310,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	310,000円	
	老人控除対象配偶者	350,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	650,000円	
	一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	750,000円	
配偶者特別控除	最高350,000円	最高310,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	310,000円	
	特定扶養親族	350,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000円
		同居老親等	420,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000円
		特定扶養親族	560,000円
		同居老親等以外の老人扶養親族	560,000円
		同居老親等	630,000円
障害者控除	一般の障害者	250,000円	
	特別障害者	280,000円	
老年者控除	500,000円	480,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	250,000円	
	特定の寡婦	300,000円	
寡夫控除	270,000円	250,000円	
勤労学生控除	270,000円	260,000円	
生命保険料控除	最高50,000円	最高35,000円	
個人年金保険料控除	最高50,000円	最高35,000円	
損害保険料控除	最高15,000円	最高10,000円	
白色専従者控除	最高配偶者 800,000円	最高配偶者 800,000円	
	その他 470,000円	その他 470,000円	
障害者等の非課税限度額		1,250,000円	

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは年齢70歳以上（大正10年1月1日以前生まれの人）の人をいいます。
 ※特定扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人（昭和43年1月2日から昭和50年1月1日までの間に生まれた人）をいいます。
 ※特定の寡婦とは、寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下である人をいいます。
 ※老年者控除は申告者が年齢65歳以上（大正15年1月1日以前生まれの人）で所得金額が1,000万円以下の人が該当します。

申告前にご準備を

確定申告の際に必要な書類

- 確定申告をするとき、申告書に添付しなければならない書類などは、次のとおりです。
- ①雑損控除を受ける場合
損害額の明細書（雪おろし費用等の場合は、支払った際の領収書など）
- ②医療費控除を受ける場合
支払った医療費の領収書
- ③住宅取得控除を受ける場合
①住民票の写し
- ④登録簿謄（抄）本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の取得年月日・増改築等の年月日・床面積・取得
- ⑤小規模企業共済等掛金控除を受ける場合
支払った掛金の証明書
- ⑥生命保険料控除を受ける場合
支払った保険料が年間九、〇〇〇円を超える場合、その支払保険料の証明書
- ⑦個人年金保険料控除を受ける場合
支払った保険料の証明書
- ⑧損害保険料控除を受ける場合
価格・増改築等の費用の額を明らかにする書類
- ⑨住宅取得資金等に係る借入金
の年末残高等証明書
- ⑩債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときは、その債務の承継に係る契約書の写し
- ⑪増改築等の場合は、さらに建築確認通知書の写し、また建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑫入居年月日が昭和六十二年十二月三十一日以前の場合には、控除額の計算方法や添付書類が異なります。

$$\text{住宅ローンのうち建物・増改築等の部分の年末残高（最高2,000万円）} \times 1\% = \text{住宅取得等特別控除額（100円未満の端数切り捨て）}$$

そのほか

- ▼年の途中で退職した後、再就職しなかった人で、年末調整を受けていない人
- ▼所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納めすぎになっている人
- ▼給与所得者で、年末調整の際に生命保険料控除などを受け

忘れた人

▼予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人

詳しいことは、納税相談等の際にお尋ねください。
 なお、年末調整を受けた方で税金の還付だけを受けるための申告をされる方は、簡易な還付申告用紙がありますのでご利用ください。



年金収入は雑所得になります

- 支払った保険料の証明書
- 給与所得のある人は、勤務先からもらった源泉徴収票。また、年金収入のある人は、公約年金等の源泉徴収票など。
- ▼必ず印かんをこ持参ください。
- ▼振替納税、還付金の口座振込を希望される方は、振込先の名称・口座番号を控えてきてください。
- ▼国民年金・厚生年金などの公的年金や生命保険・郵便年金などの私的年金を受け取ったときには雑所得として所得税がかかります。
- （公的年金とは）
 - ①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員等共済給付法などの法律の規定に基づく年金
 - ②恩給（一時恩給を除きます）や過去の勤務に基づき使用者
- （私的年金とは）
 - ①生命保険契約、郵便年金契約、若しくは生命共済に関する契約に基づく年金
 - ②退職年金共済、退職年金契約に基づく年金

便利な振替納税をご利用ください

所得税の納税の方法に、振替納税の制度があります。これは銀行などの預貯金口座から振替によって納税するものですから、この制度を利用すれば納税のための手数が少なくて済み、また、うっかり納期限を忘れて滞納してしまうこともなくなり大変便利です。新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関が税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提示してください。



- ③住宅取得資金等に係る借入金の年末残高等証明書
- ④債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときは、その債務の承継に係る契約書の写し
- ⑤増改築等の場合は、さらに建築確認通知書の写し、また建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑥入居年月日が昭和六十二年十二月三十一日以前の場合には、控除額の計算方法や添付書類が異なります。
- ⑦小規模企業共済等掛金控除を受ける場合
支払った掛金の証明書
- ⑧生命保険料控除を受ける場合
支払った保険料が年間九、〇〇〇円を超える場合、その支払保険料の証明書
- ⑨個人年金保険料控除を受ける場合
支払った保険料の証明書
- ⑩損害保険料控除を受ける場合
価格・増改築等の費用の額を明らかにする書類
- ⑪住宅取得資金等に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑫債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときは、その債務の承継に係る契約書の写し
- ⑬増改築等の場合は、さらに建築確認通知書の写し、また建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑭入居年月日が昭和六十二年十二月三十一日以前の場合には、控除額の計算方法や添付書類が異なります。

雑所得の計算

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得の金額}$$

公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なり、次の表のとおりになっています。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	260万円以下	140万円
	260万円超 460万円以下	(A)×25%+75万円
	460万円超 820万円以下	(A)×15%+121万円
65歳未満の人	820万円超	(A)×5%+203万円
	130万円以下	70万円
65歳未満の人	130万円超 410万円以下	(A)×25%+37.5万円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+78.5万円
	770万円超	(A)×5%+155.5万円

私的年金

$$\text{その年に受ける年金} + \text{年金の支配開始日以降その年において分配される剰余金・割戻金} = \text{雑所得の金額}$$

$$\text{その年に支払を受ける年金} \times \frac{\text{掛金等の総額} - \text{年金支払開始日前に分配された剰余金・割戻金}}{\text{年金の支払総額}} = \text{雑所得の金額}$$

一般会計補正予算ほか 五議案を可決

平成三年第一回町議会(臨時会)が一月三十日(水)に開催され、議員報酬と常勤特別職および教育長の給与改定、一般会計や公共下水道事業特別会計の補正予算など町長提出議案五件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。
主な内容は次のとおりです。

条例関係

- 中之島町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 中之島町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 中之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

※いずれも公務員の給与改定が行われたことにもない、議員報酬と常勤特別職、および教育長の給与を次のように改定し、本年一月一日から適用するものです。

区分	改定前	改定後
議長	20万円	21万3千円
副議長	15万7千円	16万7千円
議員	14万5千円	15万5千円
町長	62万7千円	65万円
助役	49万3千円	51万1千円
収入役	46万5千円	48万2千円
教育長	39万5千円	41万円

補正予算

■平成二年度中之島町一般会計補正予算について—補正額は一千六十一万二千円を追加して、総額を四十四億二千九百六十三万八千円としました。主な補正内容は次のとおりです。

- ▼総務費
- ・財政調整基金積立金

- ・減債基金積立金 二百三十六万二千円
- ・公共下水道事業特別会計繰入金 二百万円
- ▼土木費 百九十三万四千円
- ・中学校建設基金積立金 百五十二万四千円
- ▼教育費
- ・平成二年度中之島町公共下水道事業特別会計補正予算について—補正額は二百万円を追加して、総額を一千七百七十二万九千円としました。

年金コーナー 保険料の 控除申告を忘れずに

農業や漁業・自営業などを営んでいるみなさん!
国民年金の保険料は社会保険料控除の対象として、課税所得から差し引かれる仕組みになっています。
あなた自身の保険料はもちろんのこと、配偶者や家族の分の保険料をあなたが支払った場合は、その年に支払った金額が所得から控除され、課税の対象に

固定資産の課税台帳縦覧

- 期間/4月6日(出)～4月25日(休)
- 時間/午前8時30分～午後5時(但し、4月20日の土曜日は正午まで。4月13日の土曜日と日曜日は休み)
- 場所/中之島町役場税務課

▼この期間は無料で固定資産税の課税台帳をご覧になれます。特に平成2年中に家屋調査の対象となった方はこの期間を利用されると便利です。
▼今年は3年に一度の土地・家屋の評価替え年ですので、課税台帳には新しい価格が登録されています。
※平成3年固定資産税第1期分の納期は、5月になる見込みです。

平成2年の保険料額		
月額	定額	1月～3月 8,000円
	付加保険料	400円
年額	定額保険料	99,600円
	付加保険料	4,800円
年額	定額+付加	104,400円



年金担当窓口でおたすねください。

松の木を守ろう

松くい虫の被害が広がっています

松という木を知らない人はいないと思います。冬も緑色の、針のような葉を持ち、山にも浜にも、神社にも庭にも見られる丈夫な木です。

犯人は「マツノ サイセンチュウ」

この恐い病気をもたらす犯人は、マツノサイセンチュウ(松の材線虫)という長さが一ミリもない「線虫」の仲間です。でも、線虫には足も羽もなく、ただモゾモゾ動くだけです。それなのに病気がどんどん広がるのはどうしてでしょう。

それは、この線虫を運ぶ「運び屋」がいるからです。この運び屋が、松くい虫の仲間であるマツノマダラカミキリというカミキリ虫なのです。マツノマダラカミキリによって運ばれた松の木の内部に入り込んだマツノサイセンチュウは、木の細胞などを食べながら

れつな勢いで卵を産んで増えていきます。この線虫は夏に一番増え、松が枯れる秋には、もうすでに内部が線虫だらけになっているのです。

一方、マツノマダラカミキリは、枯れたり枯れかけたりした松に(つまり、すでに線虫がたくさん入っている可能性の高い木に)自分の卵を産みます。

そして初夏から夏にかけて、カミキリ虫のサナギが親の形になりはじめるマツノサイセンチュウは、カミキリ虫の体にとりつきます。あとは、親になったマツノマダラカミキリが枯れた松からはい出し、外に飛び出して、どこかの健康な松の枝にとまってくるのを待っています。

いちばん大切なこと

マツノサイセンチュウは、もと日本のものではなく外国からの輸入材と一緒に運び込まれたものと考えられています。そのため、日本の松はこの線虫に対する抵抗力を持っていませんし、天敵といわれる生物も見つかっていません。そのため、残念なことに、まだこの病気にかかった松を救うことは出来ないのが現状です。

現在、松を守るために一番しなくてはならないことは、まだ元気である松を、この病気に感染しないようにしてやるための予防です。それには、運び屋であるマツノマダラカミキリを退治するのが一番早い方法です。

枯れた松は すぐに処分を

それには、マツノサイセンチュウによって枯れたり枯れかけたりした松を切り倒し、燃やしてしまうのが一番です。殺虫剤を利用する方法もあり

ますが、この場合は周辺の環境や生物に悪影響を与えないよう十分注意してください。初夏から夏にかけて、これらの虫の活動が活発になります。被害が広がらないよう、春のうちに対策を実行する必要があります。皆さんのご協力をお願いします。

- 1 マツノマダラカミキリが松の小枝をかじっています。お尻の先を枝につけたスタイルです。
- 2 すると、カミキリ虫の腹の中から線虫がぞろぞろ出てきて、お尻の先から枝のかじり跡に移ります。
- 3 線虫は、かじり跡から材の内部にもぐりこみ、木全体に広がります。
- 4 ヤニがとまり、元気がなくなった松に、カミキリ虫が卵を産みつけました。
- 5 カミキリ虫の幼虫は、はじめのうちは木の皮のすぐ下で生活します。
- 6 やがて、材の内部にもぐりこみ、サナギになる部屋をつくります。
- 7 その部屋のまわりには、線虫が集まりはじめて—。
- 8 サナギが親の形になりかかると、線虫は部屋に入り、カミキリ虫の気門にとりつきます。
- 9 線虫をかかえたカミキリ虫は、新しい松の枝を求めて外に飛び出します。

中之島町の農家総数は1,295戸

1990年世界農林業センサス結果

●調査期間 平成2年2月1日
●調査実施組織 農林水産省

**専業農家は十一戸増
兼業農家は七九戸減**

一九九〇年（平成二年）二月一日を調査日として実施された「一九九〇年世界農林業センサス」の調査結果がまとまりました。
中之島町の農業の現況を知っていただくため、その概要をお知らせします。

一九九〇年（平成二年）二月一日現在における中之島町の農家戸数は一、二九五戸で、前回調査（昭和六〇年）より六八戸（五％）減少しました。

専業別農家数で見ると、専業農家数は前回と比べ一戸（二・九％）増加して四八戸となっています。

兼業農家数については、第一種兼業農家（農業が主）数が二二戸減少し二六六戸になったものに対し、第二種兼業農家（兼業が主）数は、逆に二二三戸（一五・七％）増加して九八一戸となりました。

この結果、当町の農家構成比は専業農家三・七％、第一種兼業農家二〇・五％、第二種兼業農家七五・八％となりました。なお、専業農家は十一戸の増となっていますが、このなかには

はあとつぎ予定者が同居していないなどの老人のみの世帯も含まれていますので、単純に専業農家が増加したとはいえない面もあります。

**一戸あたりの経営
耕地面積は二・二二ha**

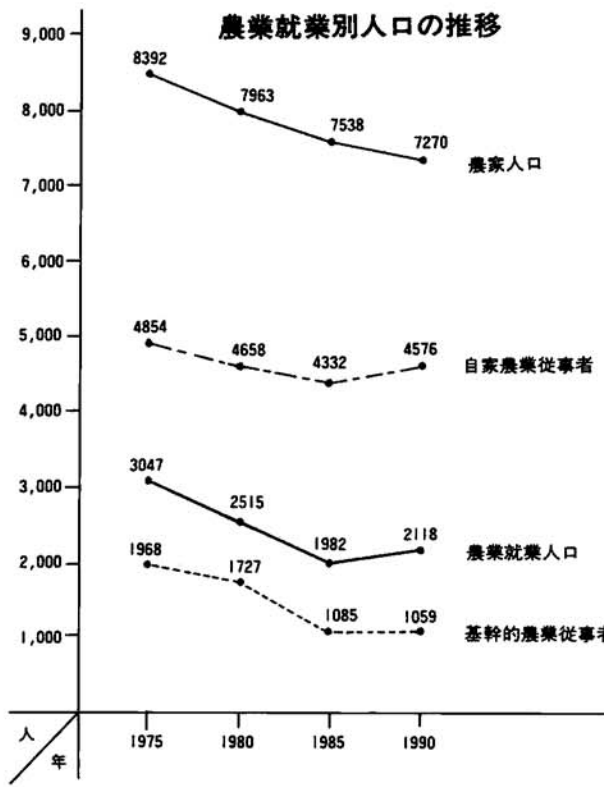
経営耕地面積は、前回より三・三％減少して二、七四六haとなり、このうち田が二、六二六ha（構成比九五・六％）、畑が一、一四・九ha（四・二％）、樹園地が五・一ha（〇・二％）を占めています。一農家あたりの経営耕地面積は、前回の二・〇八haから二・二二haと〇・〇四ha増加しました。

また、経営耕地面積別農家数では〇・三ha未満、〇・三～〇・五ha未満、五・〇ha以上の農家がわずかに増加しています。が、それ以外のランクではそれぞれ減少しました。したがって、今回の調査で減

高齢化が進む 中之島町の農業

少した六八戸の農家は経営耕地面積〇・五ha以上五・〇ha未満の農家と考えられます。

農家人口は、前回より三・六％減少して七、二七〇人となり、総人口に対する農家人口率は前回の六五・一％から五八・九％に低下し、一農家あたりの世帯員数は五・六人となりました。また、農家人口を就業者別にみると自家農業従事者（自家農業に少しでも従事した人）は前回より五・六％増加して四、五



七六人、農業就業人口（自家農業従事者および兼業であるが自家農業に従事した日数の多い人）は六・九％増加して二、一一八人、さらに基幹的農業従事者（ふだん自家農業に従事することを主としている人）は二・四％減少して一、〇五九人になりました。これを農家一戸あたりで見ると農業就業人口では一・六人（前回一・五人）、さらに基幹的農業一・五人）、さらに基幹的農業従事者は〇・八人（前回〇・八人）となりました。また、就業者を年令別で見ると農業就業人口、基幹的農業従事者は前回調査では五五歳から

五九歳までの間が一番多かったものが、今回は六〇歳から六四歳が一番多くなっています。六十歳以上の方の占める割合は農業就業人口では五三・六％（前回三八・一％）、基幹的農業従事者では四三・一％（前回二六・七％）となり、高齢化が進んでいるのがわかります。

**総収穫面積は
八五・八ha減**

総収穫面積は、前回に比べ八五・八ha（三・三％）減少して二、五二二haとなりました。この減少は、水田利用再編対

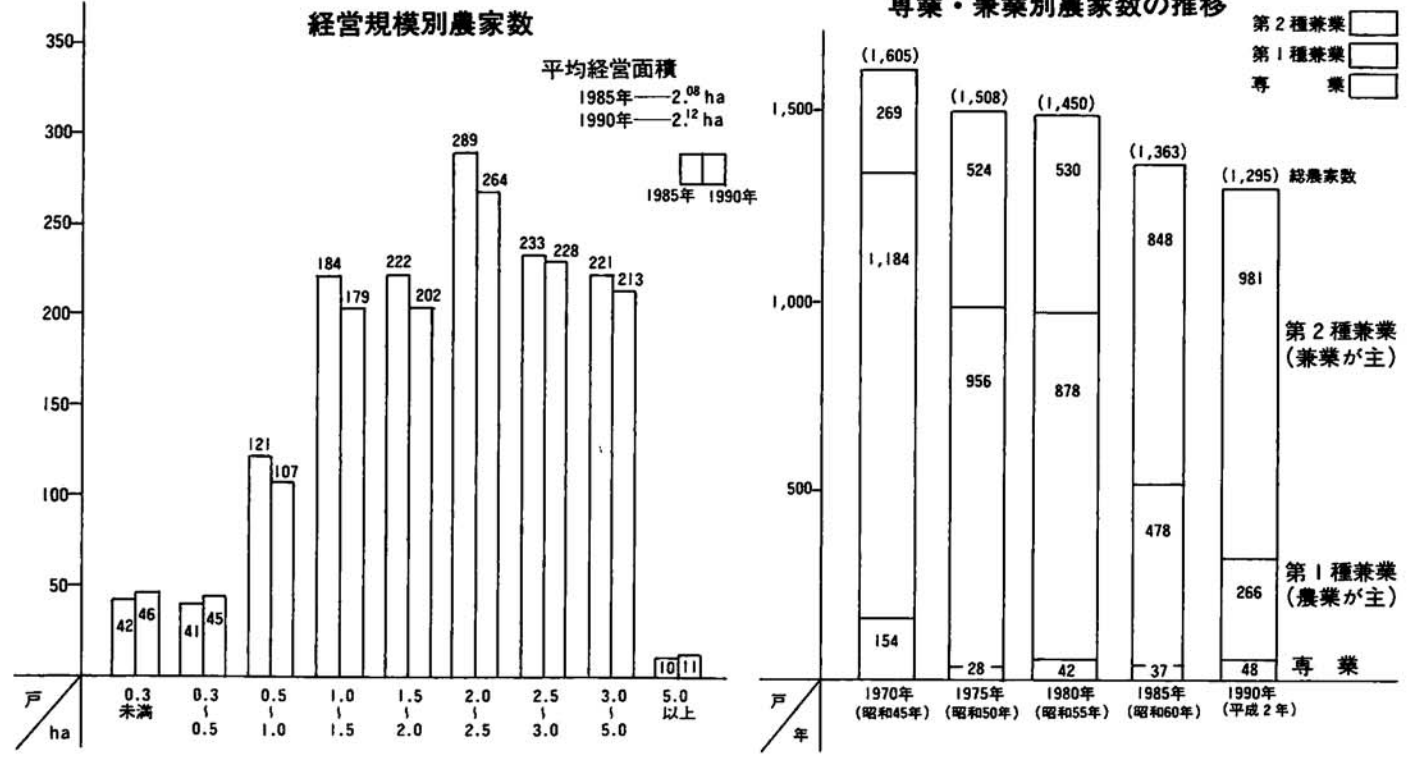
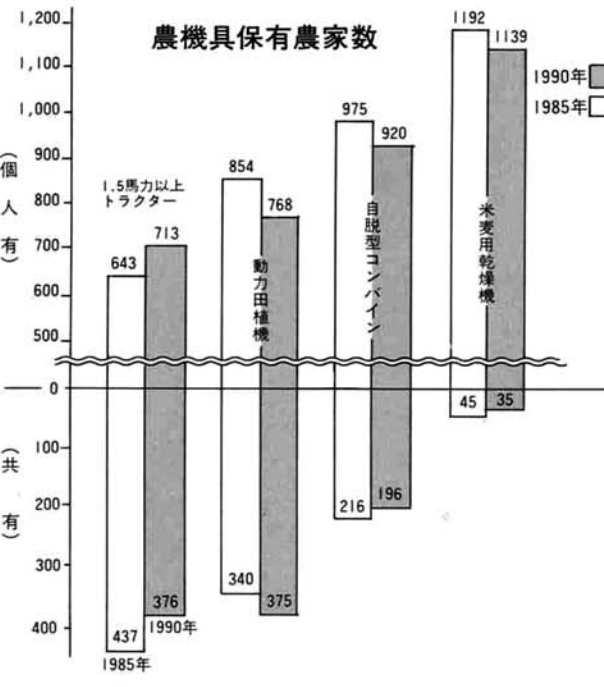
農作物の類別収穫面積の動き (単位: a)

	1985年	1990年	増減
収穫面積合計	257,740	251,164	△ 8,576
計	232,880	214,119	△ 18,761
麦類	1,352	3,124	1,772
雑穀	12	164	152
いも類	1,002	956	△ 46
豆類	5,212	6,185	973
工業農作物類	273	43	△ 230
野菜類	17,725	19,378	1,653
花き類	12	45	33
種苗木類	0	8	8
飼料用作物	885	2,520	1,635
その他の作物	387	4,622	4,235

策や宅地などへの農地転用等によるものと思われます。総収穫面積が減少している中で、麦類、野菜類、飼料用作物は増加しています。これらは転作の影響で増加したのですが、その中でも特に町の特産品でもある「れんこん」の作付面積の増加によるものと思われます。

農業機械は減少傾向

農業機械の保有農家数の動きを見ると農業機械の個人所有は昭和五年から昭和六〇年にかけては増加していましたが、今回は前回に比べ一五馬力以上のトラクターを除き、田植機、コンバイン、乾燥機とも減少しています。共有においても田植機がわずかに増加していますが、それ以外は減少しています。これは主に、農家数の減少に伴うものと思われます。以上、調査結果の概要について触れてみましたが、当町の農業について、いづらかご理解いただけたと思います。最後に、調査にご協力いただいた皆様に厚く感謝申し上げます。





お母さんより上手くなっちゃった
—親子スキー教室—

1月27日(日)、町公民館主催の「親子スキー教室」が大和町のスポーツコム浦佐・浦佐スキー場で行われました。

当日は親子総勢61名が参加。さすがに子供達は上達が早く、最初はおっかなびっくり滑っていた子どもも指導を受けたりしているうちに、たちまち上達。大人達を尻目に滑れるようになった子もいました。

あいにくの雪空で、良いコンディションとはいえませんでした。親子で冬の日を楽しみました。



賽の神

—三沼地区—

1月15日、三沼公民分館において「賽の神」が行われました。

三沼地区では長らく途絶えていた賽の神ですが、昨年有志の皆さんにより復活してみたところ、予想以上に好評だったため、今年は有志の皆さんに公民分館も加わって盛大に行われました。

また、公民分館の中には、昔なつかしい「マイダマ飾り」が飾られ、年配の方々から口々に昔を懐しむ声が聞かれました。

**皆さん
ご利用ください**

—コミュニティ助成金で
ビデオ機器等を購入—

町では、このたび「財団法人自治総合センター」が行っているコミュニティ助成事業の採択を受け、ビデオカメラや液晶ビジョンをはじめとする視聴覚機器を購入しました。

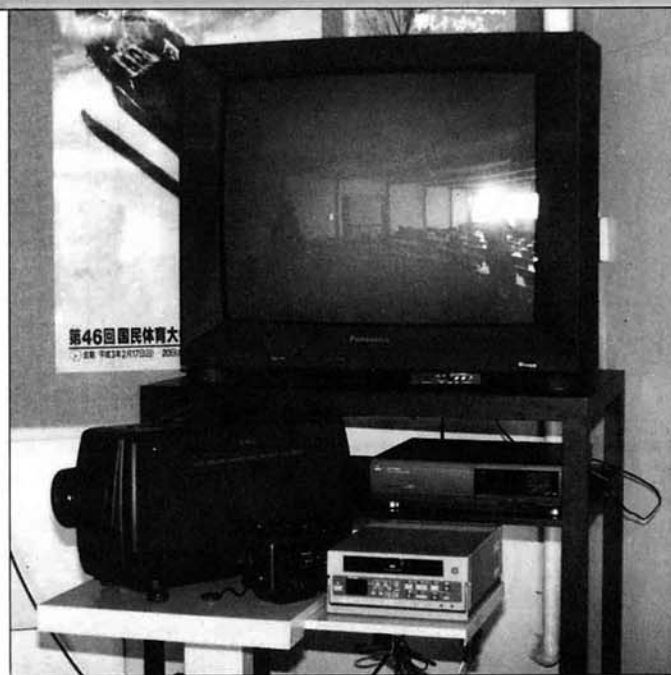
この事業は、自治宝くじの売上げの一部を利用してコミュニティ活動に助成を行うことにより、活動の推進と健全な発展を図るために行われているものです。

町内では、いくつものコミュニティ活動が行われていますが、それらの活動を記録したり、反省したりするうえで、ビデオカメラや映写施設を望む声が多く聞かれています。

今後、大いに活用して、地域のコミュニティ活動の活発化に役立てていただきたいと思います。

●問い合わせ/中之島町教育委員会

(☎ 0258-66-3242)



〈今回の購入機器〉

- ビデオカメラ 2台
- カラーテレビ37型 1台
- ビデオデッキ 3台
- 液晶ビジョン 1台
- 映写スクリーン 1台
- ワイヤレスアンプ 1台
- スピーカー 2台
- CDカセットラジオ 1台

古代史の謎を解く

貴重な発見

田中 靖さん(猫興野)



新聞等でご存知の方も多いと思いますが、去る十一月十四日、三島郡和島村の八幡林遺跡で新潟県の古代史の謎を解く貴重な手がかりとなる木簡三点が出土しました。しかし、この発見の立役者である現地担当者が、町在住者であることをご存知だったでしょうか。

今回は、その田中靖さん(猫興野)にお話を伺うことができたので、その一節をご紹介します。

—まず、この発見の意義をおしえてください。

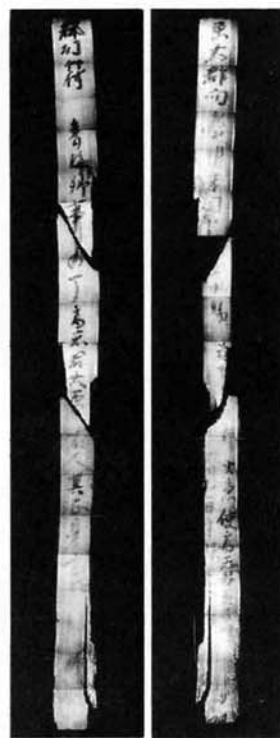
日本で初めて完全な形で発見された郡の命令書の木簡であることや、沼垂城の存在など、新潟県の古代史にとって重要な発見といえると思います。

—田中さんが、このような考古学の道へ進まれたキッカケは、

小学三年生位の時、見附市の耳取山の遺跡に連れていってもらい土器を拾ったことから興味を持ち始めて、それがそのまま現在まで続いてしまっているという感じでした。

—中之島町でも杉之森遺跡の発掘調査が行われましたが、その時は、

まだ中学生でしたが、中に入



って掘らしてもらったりしました。

—今回、木簡を発見された時の感想は、

夢を見てるんじゃないかと思

い、ただただポーゼンという感じでした。

—この発見後、田中さんの回りは変わりましたか。

今まで、遺跡を調査していても見学者などはまったく無かったんですが、今は調査にもまして見学者の対応が忙しくなりました。

—最後に、今後の抱負について聞かせてください。

文化財に対する一般の方々の理解の普及と啓蒙に努めていければと思っています。

また、自分達の住んでいる土地にも古い歴史があるんだということを知っていただきたいと思っています。



生涯学習情報コーナー⑤

「生涯学習に関する法律ができました！」

すでにご存知の方もおられると思いますが、昨年六月に生涯学習に関する法律が初めてできました。

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」という長い名前の法律です。

その特徴をあげますと：

- この法律では生涯学習の定義はしてありません。
- ・生涯学習とは「一人一人が生涯にわたって行う学習活動」なので、定義をしようとするのが本来自由であるべき個人の学習活動に対して制約をかけることになるからです。
- 民間事業者の能力を活用する。
- ・民間事業者(民間カルチャーセンター、企業等)の能力を活用しようとするものです。
- 文部省と通産省と連携をする。
- ・文部省：教育、文化の振興
- 通産省：民間事業者の活用
- ともすると行政は縦割りだと

いわれていますが、この法律では二つの省庁の連携をうたっています。

国際化、情報化、高齢化等の大きな変化の中にあって、時代の要請に応じたこの法律によせる期待は大きなものがあります。「生涯学習社会」の確立にむけてのスタートです。

平成二年六月二十九日公布、同年七月一日に施行されました。



町民将棋大会のご案内

次のとおり、町民将棋大会を開催いたしますので、ふるってご参加ください。

日時/2月24日(日)午前9時開催
会場/中之島町公民館2階大広間
参加資格/町内在住者及び町内事業所勤務者

参加費/500円(昼食代)

申込先/中之島町公民館

☎0258-66-3242

締切/2月18日(月)電話でも可。当日でも受け付けします。(但し8時50分まで。)

主催/中之島町公民館

主管/中之島町将棋連盟
対局方法/ブロック別リーグ戦



卒業式・入学式のお知らせ

町内の各小・中学校では次のとおり卒業式・入学式を行います。

学校名	卒業式	入学式
中之島中央小学校	3月23日 午前9:30~	4月5日 午後2:00~
上通小学校	3月23日 午前9:30~	4月5日 午前10:00~
信条小学校	3月23日 午前9:30~	4月5日 午前10:00~
中之島中学校	3月15日 午前9:30~	4月5日 午後1:30~
中之島北中学校	3月15日 午前9:30~	4月5日 午前10:00~

御利用ください 登校拒否悩み 相談テレフォン

県では、登校拒否児童生徒の数が増加してきていることから、その対策のひとつとして登校拒否等の教育問題に関する電話相談を行っています。

教育相談の専門の方が懇切に丁寧に対応してくれますので、お悩みの方は気軽に御利用してください。

- 電話設置場所
新潟県立教育センター
☎025-263-4734
- 相談受付日時
毎週月曜日から金曜日
午前10時~12時 午後1時~5時

働きながら高等学校教育を 新潟県高等学校 通信制課程生徒募集

県立新潟高等学校通信制では、平成3年度入学生徒の募集をしています。

今年3月に中学校を卒業見込みの人、中学校を卒業した人や、それと同等以上の学力があると認められる人ならば年齢に制限なくだれでも出願できます。

「入学案内」を希望する人は返信用切手(72円)を貼った返信用封筒を添えて新潟高等学校通信制へ請求してください。

◎県立新潟高等学校通信制
〒951 新潟市関屋下川原町2
☎025-266-2024

善意をありがとう

◆平成元年度の赤い羽根共同募金に寄せられた皆様の善意は、総額243万7,947円となりました。ご協力ありがとうございました。

〈一般募金〉		1,685,947円
・戸別募金	1,253,500円	
・法人募金	216,500円	
・学校募金(保育所含む)	65,293円	
・職域・その他	150,654円	
〈歳末たすけあい募金〉	752,000円	

なお、243万7,947円のうち55万9,000円は県社会福祉協議会へ、残りの187万8,947円は町社会福祉協議会の社会福祉事業へ配分されました。

◆町社会福祉協議会へ、次の方々から寄付金が寄せられました。ありがとうございました。(敬称略)

- ・高山 義衛(大沼新田) 3,000円
- ・中之島中学校生徒会 40,567円
- ・渡辺 昭平(福原) 10,000円
- ・大久保 明(横野) 9,563円
- ・栗林久美子(鶴ヶ曾根) 9,054円
- ・山崎 又男(中条中) 32,400円
- ・真島栄太郎(中条第二) 100,000円
- ・吉村 博文(中野東) 20,000円
- ・小管 忠(中条宮村) 50,000円
- ・匿名 5,000円

◆中之島町交通安全母の会(会長・池田ミヨキ)より、町内各保育所に交通安全紙芝居を寄贈いただきました。



交通事故に遭ったときの致死率が、シートベルトを着用していない場合、運転席で十三、助手席で六倍にも上るのをご存知ですか。

シートベルト着用 しめる心が身を守る

現に、自動車乗車中の死者の七割以上を占めているのが、シートベルトをしていなかった人たちなのです。

着用・非着用が 生死を分ける!

シートベルト着用の効果は、万一交通事故に遭ったとき、ハンドルなどへの衝突や車外放出を防止し、被害を軽減する「体の安全保護」にあることはいまでもありません。

〈町内交通事故発生状況〉

区分	件数		死者		傷者	
	1月中	累計	1月中	累計	1月中	累計
平成3年	6	6	1	1	9	9
平成2年	3	3	0	0	4	4
比較増減	+3	+3	+1	+1	+5	+5

死亡事故0 連続11日 2/4現在

近距離だからといってシートベルトを着用しないという理由の裏には、「近距離だから大丈夫」という油断があることにほかなりません。

交通事故は、ちょっとした心のスキから起こるもの。このことを決して忘れてはいけません。

元全日本女子バレーボールチーム監督

生沼スミエ氏による婦人バレーボール教室を開催します。

中之島町商工会では、次の日程により元全日本女子バレーボールチーム監督の生沼スミエ氏による婦人バレーボール教室を開催いたします。

皆さんふるってご参加ください。
日時/3月17日(日)午前9時開会
会場/中之島中央小学校体育館
対象/町内在住及び町内事業所勤務の婦人

申込先・問合せ/中之島町商工会

☎0258-66-5550

締切/2月末日



昨年1月に講演会のため来町された時の生沼スミエ氏

たが印工事中

—入札結果から—

場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定年月日
未宝	興野松ヶ崎線道路改良工事	917 ^{万円}	(有)宝建設	H3.3.25
中之島	役場庁舎前車庫倉庫階段外装工事	211	(株)松井組	H3.3.10
中之島	枝線1146~1155号線測量設計委託	299	中日本建設 コンサルタント(株)	H3.3.29
野口	中之島1号汚水幹線測量設計委託	546	中日本建設 コンサルタント(株)	H3.3.29
野口	中之島1号汚水幹線及び枝線1141~1162号線土質調査委託	309	開発技建(株)	H3.3.29
中之島	農村環境改善センター融雪削井工事	814	竹見設備工業(株)	H3.3.15

青少年健全育成に関する優秀標語

あいさつで明るい家庭をつくりましょう

保険で安心 明るくスポーツ

900万人の保険 スポーツ安全保険

- いつでも、だれでも、5人以上のグループで加入できます。
- 掛金(年額)子ども・文化活動360円、大人1,100円(老人クラブ団体500円)

傷害保険	死亡・後遺障害	最高1,400万円(老人400万円)	賠償責任保険 支払限度額	対人1億円 対物500万円 共済見舞金50万円
	入院(1日あたり)	4,000円(老人1,800円)		
	通院(1日あたり)	1,300円(老人800円)		

- 対象となる事故●団体の管理下の活動中の事故●通常の経路往復中の事故

お問い合わせは 中之島町教育委員会社会教育係 (電話 0258-66-3242)

青少年健全育成に関する優秀標語

あなたの笑顔と幸せは 明るい家庭の第一歩

もうすぐ春...

町政懇談会
特集号



ちばん良いと思うが、せめて風よけを作ってもらいたい。

■風よけについては検討したいと思えます。

保育所の整備については整備計画をたてる考えでいます。

▼中野保育所だけではないと思うが、冬季間子供を迎えにいった場合、待っているところが少ない。なんとかしていただきたい。

■それぞれの保育所で工夫するよう(例えば遊戯室で待つなど)保育所に指示します。

▼保育所の送迎をしなくてもいいようにお願いしたい。

■園児の送迎については保育所まで保護者に送迎してもらうことが原則になっています。ご理解

解をいただきたい。

▼地域福祉センターにはどんな施設があるのか。

■地域福祉センターは今年始めて国で創設された事業であり、デイサービス事業を中心に障害者の機能回復訓練、送迎、給食等のサービスを行う予定です。また老人対象の創作活動や軽作業のできる部屋や健常者の人たちのためにも研修室と一般浴のできる浴室も整備します。そのほか多目的ホールもあるので、室内ゲートボールも出来るような施設に整備したいと考えています。

これらの施設を利用してデイ

平成2年度 町政懇談会 会場別参加者数

開催日	会場名	参加者数
10/29(月)	三沼公民分館	36人
10/30(火)	西所公民分館	23
10/31(水)	信条公民分館	23
11/1(木)	中条集落開発センター	45
11/5(月)	中野西部集落開発センター	25
11/6(火)	中野公民分館	25
11/8(木)	中通公民分館	30
11/13(火)	中之島町公民館	20
11/14(水)	上通公民分館	20
11/15(木)	押切駅前公会堂	17
計	10会場	264人



サービス事業だけでなく、ボランティアの養成教室や家庭看護教室等の各種研修事業を行いたいと計画しています。

▼地域福祉センターを運営する経費はどのようになるのか。

■運営費用については国県の補助金を得て、町の経費で運営することになります。

なお、施設の運営については、町社会福祉協議会があたりることになります。



残雪の片隅に、そつと小さく小さな緑。ふきのとうです。手を触れてみると、周りの土のほのかなぬくもりが感じられます。ふきのとうは、春の訪れを告げる「使者」です。土手の枯れ草の間や野原の日だまりに顔を出すふきのとう——きざんで味噌汁に浮かべたりすると、春が来た喜びで心はすみます。

ふきのとう

旅行ブームが起った昭和四十年代の終わりに、しいたけなどのほかに、ふき、たらの芽、わらびなどが栽培されるようになりました。

とほいつても、最近はやが明けないうちから、ふきのとうをスーパーなどの売場で見かけます。栽培ものです。

山菜が注目され始めたのは、



ふきのとうには雄花と雌花があつて、雌花が咲いて白い冠毛が付いたものを、ふきの「姑」と呼ぶ地方もあります。ふきのとうを皮切りに、野山は緑のシーズンを迎えます。春は植樹の季節でもあります。そこで、国土緑化を推進するために、三〜五月は「国土緑化運動強固期間」となっていて、国や都道府県でさまざまな行事が計画されています。

たくさんのご意見 ありがとうございました。

—平成2年度町政懇談会より—

昨年十月二十九日から十一月十五日まで、町内十会場で開催しました、町長とひびぎを交えての「町政懇談会」には各会場とも大勢の皆さんからお集まりいただきとともに、数多くのご意見・ご要望をお聞かせいただき、大変ありがとうございました。

町では、出されたご意見・ご要望等について、関係課を中心に検討を重ねてきましたが、このほど結果がまとまりましたので、その主な内容を関係課別にお知らせします。

建設課関係

〔町道関係〕

▼中之島・大沼線の未改良区間の危険箇所（六所、小沼地区）の改良について。

■中之島・大沼線は現在改良事業を進めているところであり、未改良の危険箇所については補修を続けています。

六所のカーブ地点については、地権者のご理解をいただき改良が進んでいます。

小沼地内については、今後調査をした上で補修処理を考えていきたいと思っています。

▼中之島・大沼線の中西橋以北の改良工事は。

■中之島・大沼線は町でもっとも重点をおいている道路であり現在、地方道臨時交付金事業

い。

▼町道中通線は舗装の傷みがたいへんひどいところがあります。改良の予定は。

■傷みについては承知していますが、一カ所づつ直すのではなくオーバレイ等の処置が必要かと思っておりますので今後、調査をし修繕する計画の中にいれたいと思います。

▼杉之森地内の高速道路脇の農道約七百メートルの舗装を。

また、害虫防除のために、フェンス内の除草を道路公団に提言してもらいたい。

■要望の区間についてはよく精査をさせていただきたいと思っております。フェンス内の除草については道路公団にお願いしていますが毎年一、二回行っているということですし、月一回、害虫の発生について専門家による点検を実施しているということですので、除草については、今後とも要望を続けていきたいと思っております。

▼町道並木・末宝線の改良を。

■町道並木・末宝線は町の単独

昨年十月二十九日から十一月十五日まで、町内十会場で開催しました、町長とひびぎを交えての「町政懇談会」には各会場とも大勢の皆さんからお集まりいただきとともに、数多くのご意見・ご要望をお聞かせいただき、大変ありがとうございました。

町では、出されたご意見・ご要望等について、関係課を中心に検討を重ねてきましたが、このほど結果がまとまりましたので、その主な内容を関係課別にお知らせします。

〔臨交事業〕で対応しています。また、この路線だけは、方線決定のための測量と危険箇所の改良については町の単独事業で特別に対処しています。来年は他の臨交事業が終了しますので、その後はこの路線に力を注ぎたいと考えています。

▼中之島・大沼線は冬季間においては吹雪などのため医者、タクシー等に断られることもありまます。このような場合どうしたら良いのでしょうか。

■綿密にパトロールを行い、除雪委託業者との連絡を密にして交通確保ができるよう努力いたします。

▼中之島・大沼線の道路照明の設置計画は。

■道路照明については、交差点や見通しの悪いところを現地点

事業で取り組むには距離が長いので、補助事業により財源を求める必要があります。

今後の検討に加えていきたいと思っております。

〔県道関係〕

▼県道中野・三条線の中野から中条までの歩道設置の計画は。

■この間の歩道工事については現在、土木事務所へ要望していますが、県の事業ですので、町の立場ではいつ着工するかはわかりませんが、今後も要望を続けて参ります。

▼県道見附・与板線は、高速道の全通にともない交通量が増え危険である。道路改良の計画は。

■また、町道の興野・松ヶ崎線との交差点に信号機の設置を。

■県道見附・与板線は既に第一次の改良工事が終わっており、県では当分新しく改良する予定はないということです。ただ現在、下水路に蓋をして歩道を整備しながら多少なりとも車道を拡幅しているところです。

信号機については、県の公安委員会の所管になりますが、見

検し、年次計画により対応していきたいと思っております。

▼中之島・大沼線の改良箇所の排水樋管の大きさは。

■樋管の大きさは、流量により決定されますので個々に大きさは違います。

今後の施工箇所についても協議を持ちたいと考えています。

▼県道見附・分水線の刈谷田橋から大沼・小沼両集落への坂の消雪設備を。

■坂の消雪については、県道部分についてはほぼ工事が完了しています。

両集落への坂道の消雪については、たとえば県道の消雪施設から水をもらうということであれば土木事務所との協議も必要となりますので、方法も含め今後要望していきたいと思っております。

▼町道改良の現在の進捗率は。

また、六所地内の道路改良率が低いように思われるので、他地域並の整備を。

■一級町道改良率九十五・八％、二級町道改良率七十八・三％、その他町道改良率二十六・五％

▼町道改良の現在の進捗率は。六所地内が低いといわれるのは、町道認定されていない道路を含んだことかと思われます。六所からは四路線の改良要望がでていますが、現在二本は改良済みです。残りは今後、箇所付けの検討を行い順次、整備を図りたいと考えています。

▼信条環状線については車の通行も多く危険なので、歩道の設置を。

■現地を調査してみました結果、歩道については何とか対応できると考えますが、予算や用排水路との絡みもあり現在、検討しているところです。

▼中条地内の町道は、随所に舗



多かつた道路改良の要望



各地区で多くの意見、要望が...

装の亀裂や側溝の蓋の破損がみられるが、今後の対応は。

■パトロールにより危険箇所は補修しています。また、危険箇所があれば、ご連絡をお願いします。

また、町道の維持管理については、年次的に傷みの激しいところから実施しています。

▼町道中野西・興野線の中野地区および町道興野四号線の拡幅改良工事の早期実現を。

■今後の施工路線の検討に加えていきたいと考えています。

▼横野・上沼間の道路改良を。

■現在のところ改良の予定はありません。今後、地域で検討していただき申請していただきました

い。

▼町道中通線は舗装の傷みがたいへんひどいところがあります。改良の予定は。

■傷みについては承知していますが、一カ所づつ直すのではなくオーバレイ等の処置が必要かと思っておりますので今後、調査をし修繕する計画の中にいれたいと思います。

▼杉之森地内の高速道路脇の農道約七百メートルの舗装を。

また、害虫防除のために、フェンス内の除草を道路公団に提言してもらいたい。

■要望の区間についてはよく精査をさせていただきたいと思っております。フェンス内の除草については道路公団にお願いしていますが毎年一、二回行っているということですし、月一回、害虫の発生について専門家による点検を実施しているということですので、除草については、今後とも要望を続けていきたいと思っております。

▼町道並木・末宝線の改良を。

■町道並木・末宝線は町の単独

今後の検討に加えていきたいと思っております。

〔県道関係〕

▼県道中野・三条線の中野から中条までの歩道設置の計画は。

■この間の歩道工事については現在、土木事務所へ要望していますが、県の事業ですので、町の立場ではいつ着工するかはわかりませんが、今後も要望を続けて参ります。

▼県道見附・与板線は、高速道の全通にともない交通量が増え危険である。道路改良の計画は。

■また、町道の興野・松ヶ崎線との交差点に信号機の設置を。

■県道見附・与板線は既に第一次の改良工事が終わっており、県では当分新しく改良する予定はないということです。ただ現在、下水路に蓋をして歩道を整備しながら多少なりとも車道を拡幅しているところです。

信号機については、県の公安委員会の所管になりますが、見

も少し平坦にしてみらえるよう要望しています。

▼県道大口・与板線は大保から猿橋川をわたり長岡市川辺町を通り下条あたりで旧国道と合流すれば町としても大きなメリットになると思うが。

■この路線については長岡市で問題が発生し、それが解決しなければ手をつけられない状況です。また現在、長岡市脇川新田から品之木へぬける路線案もでています。

このほか町としては与板町、和島村と一緒に信濃川の堤防が利用できるよう建設省に働きかけているところです。

▼都市計画街路切替停車場線の拡幅と歩道の整備について。



県道改良の要望も多かった(写真は見附与板線)

■押切停車場線のうち、計画決定部分は十四日の幅員だけであり、これ以外は具体的なものとは決まっておられません。

▼県道七軒町・見附線の一部（押切駅前）が町に移管される時期はいつ頃か。その場合、消雪パイプに係る電気料は町に負担してもらいたい。また、道路側溝を完備したかたちで受け取ってもらいたい。

■移管の時期は決まっています。管理上の面で地元は今までの以上の負担が掛からないように道路側溝の整備を含めて県に要望していきます。

ただ、町の補助を受けてつくられた消雪パイプの電気料は、全額を地元で負担してもらっているのが現状です。

▼思川地内を通る県道をフラワ―道路にしたいが。

■土木事務所と相談した結果、路肩を掘り起こして花壇のようにするのは路肩の弱体につながると思えるので好ましくないとのことですが、一年草のようなものであれば良いと思えるので場所を検討したいということ

す。

▼踏切除去工事の完成見通しと、東バイパスへの接続時期は。

■踏切の撤去は十一月二十八日に行う予定であり、あわせて新しい県道の供用を暫定的に始めるということ。この道路の全通は平成三年度になる予定です。

また、東バイパスへの接続については、池之島橋を平成五年位には共用開始できるように考えています。

△河川関係

▼猿橋川の並木・中条間の改修計画について。

■猿橋川の改修については中之島町は三条土木事務所の管轄になっており、総額百八十億円の工事費で現在、大口・信条間において三十四％の工事進捗率になっていきます。

県事業で行っているため町としては具体的な計画や完成のめどはわかっていませんが、来年度の事業にはご指摘の区間は含まれていないとのこと。

▼河川改修は本来、下流から行うてくるものと考えますが、現在

は上流から点々と工事がなされている。このような方法では洪水時に破壊してしまうのではないかと心配である。

また、町にはもつと本腰をいれて改修に取り組んでもらいたい。

■猿橋川の改修促進は誰もが望んでいることであり、町としても本気で取り組んでいます。

また、現在の工事方法は蛇行部分をショートカットすることにより水をスムーズに流すという方法をとっているものです。

▼中之島川の床下げの実施と江丸崩壊箇所の復旧工事をお願いしたい。

■中之島川は現在、毎秒三十トンの計画で下流のほうから暫定改修を行っています。床下げについては、護岸が崩れる恐れがあるので現状では不可能です。

現在、中興野から大曲戸については災害復旧工事の対象として予算がつくたびに改修しています。できるだけ早く復旧工事ができるよう土木事務所にもお願いをしています。

▼猫興野橋は幅員が狭く車両の

交換ができない。特に冬季節については両側に待機する場所が必要なのは。

■猫興野橋の改修は早めにやりたいと思っていますが、刈谷田川、猿橋川の河川改修や、取付道路の問題等があり、町でも解決の方法を検討しているところです。

▼農機具の大型化にともない並木橋の拡幅を。

■要望については、今後とも土木事務所と検討を続けていきたいと思えます。

▼末宝川の上流部で一挙に放流されると県道見附・与板線と県道中野・三条線との間の中野西地内では洪水してしまう。なんとか整備を。

■末宝川の排水能力をあげるには、流末の中之島川の改修を待たなければならないと考えます。

△公共下水道関係

▼公共下水道事業計画は。

■公共下水道事業計画は、本年度、建設省より認可をうけ現在、計画、設計に入っています。大まかな計画としては五百八

ヘクタールの処理区域、一万三千八百七十人の処理人口を想定し、それを一カ所の汚水処理場で処理する計画です。概算事業費としては百四十八億円程度を見込んでおり、平成三十年の完成をめざしています。



車両の交換ができない猫興野橋

第一期の事業としては市街化区域内の四十九・四ヘクタールを考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。

▼公共下水道の受益者負担について。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらっている市町村がほとんどです。町としてはまだ受益者の負担

耳の温かい心づかいが 耳の不自由な人の大きな支え

三月三日は「耳の日」です。数字の3が耳の形に似ていることや、「三」と「語」が合うことなどから、広く知られるようになりました。

この日は、「大切な耳の機能を見直す」日であることはもちろんですが、同時にもう一つ大切な目的が込められているのです。

それは、聴覚に障害をもつ人たち、生活の中で直面しているハンディキャップを、少しでも減らしていくというものです。はた目には

分かれにくい聴覚障害 わたしたちはテレビやラジオ、他人との会話などを通して、いろいろな情報に接しています。また、こうした情報、ひいては会話そのものを楽しんでいます。しかし聴覚に障害があったり、聴覚を失ったりしている人たちの場合、今日のような情報化社

会では大きなハンディキャップを負っています。そのために、日常生活ではさまざまな不便を強いられています。聴覚の不自由さは、外見上分かりにくい。そのため、なかなか一般には理解されないのが実情です。



最近、補聴器や難聴者用電話、ファクシミリ、文字多重放送などの技術が進歩したため、昔よりは便利になりました。また、手話通訳や要約筆記サービスなども、発展してきました。いま日本には、三十万人を超える耳の不自由な人たちがいます。皆さんもこうした人たちが、もし街頭などで困っているようなことがあつたら、ゆつくり話したり、メモをとったりあげましょう。あなたの温かい心づかいが、障害をもつ人の大きな支えになるのです。



役場前の街路に花を植えるボランティアの皆さん

■いろいろなケースを想定し試算した結果、処理場を一箇所に

▼公共下水道の終末処理場を一箇所にすると、当町は面積が広いため配管を長くしなければならぬ。そうすると建設費が高くなるのでは。

また、遠くなる場合は小さな処理区に対応する考えはないのか。

することが建設工事費の面でもまた今後の維持管理の面でも一番良いという結果を受けての計画です。

▼下水道は平成十七年に完成予定というのですが、押切駅前には町のはずれのため一番遅くなるのでは。

中之島川の最上流でもある当地です。遅くなる場合は小さな処理施設等に対応する考えはあるのか。

■押切駅前地域は、まだはつきりと地域をわけ順番を決定しているわけではありません。今後、審議会の中で協議をしていきたいと考えています。

△その他

▼消雪パイプの設置に対する補助金があるが、中之島七番組の地内では舗装が薄く消雪パイプが設置できないため関係者で組合をつくり毎年消雪用のホースを設置している。

現在、このようなものには補助制度がないわけだが今後、対応をお願いしたい。

■現在に対応できませんが、検討していききたいと思います。

産業課関係

＜モデル事業について＞

▼農村環境改善センター完成
(平成三年八月)後のモデル事業の早期着工を。

▼モデル事業については現在三十八・八%の進捗率であり農村環境改善センターを中心に事業を進めています。来年八月にセンターが竣工する予定であり、一般のモデル事業への予算配分を期待しているところです。

また事業箇所については国県からの事業箇所の指定もありますが、町の農村総合整備事業推進協議会に諮りながら早期着工のできるよう県に要望していきたいと思えます。

＜治水防除事業について＞

▼治水防除事業の内容について

■治水防除事業につきましては今年度、中之島工区として排水機場一カ所と排水路を左岸側五千二百メートル、右岸側四百二十メートル、事業費で四十三億円、来年度、大沼工区として右岸側四千四百八十メートル、事

安定した供給ができるよう町の対応をお願いしたい。

▼大雨時には中之島川の水位が上がり転作畑が冠水することがあります。

▼下流の御堂堰の調整について
土地改良区と協議のうえ現在の調整方法を。

▼御堂堰は昭和二十九年に設置されたものですが、昭和六十二年に県営灌がい排水事業により中之島川に水管橋が設置されることにより、河川管理者との協議の際、操作規定が設けられま

した。

業費十七億円で採択を予定しています。

▼治水防除事業では、水は排水機を通さずに信濃川に排水できるようにするのが。

また、何年くらいかかるのか。■全く排水機に頼らないということは難しいですが、水路の拡幅や流末部の改修などにより、排水機場は緊急時に使用するくらいにしたいと考えています。

また、これらと合わせ建設省により刈谷田川下流の改修工事も計画されています。現在の計画年次では平成二年度から十年度までの予定となっていますが、できるだけ早期に終わるよう努力いたします。

▼治水防除事業についてですが、刈谷田川のサイフォン下流は建設省の所管になっている。

現在、どのようにになっているのか伺いたい。
■建設省では大筋のプランができており今後、地元への説明に入りたいということ。詳しくは建設省から改修計画を説明してもらうことになりま

具体的には中野東地区の方が管理し、鶴島排水路吐口付近の水位が十三・二メートルを超えないよう堰を操作し、洪水時には全面開放する操作規定となっています。

＜その他＞

▼広域農道の計画概要について

■広域農道については現在、中越農政事務所が中心になり見附市、栄町を含めた南蒲原広域営農団地整備計画を策定中です。一方、三条農地事務所においても調査、計画が行われており中之島町、見附市、栄町を含めたなかで環状となるような整備計画を考えています。

すが、サイフォン下流については信濃川工事事務所が担当します。

＜圃場整備事業について＞

▼圃場整備事業の計画は

■現在、中越農政事務所が中心になり策定している見附市、栄町を含めた南蒲原南部広域営農団地整備計画の中にある広域農道や、農業近代化施設の用地、また、治水防除事業で生ずる公共用地等が見込めるわけですが、この度計画している圃場整備事業は共同減分方式をとることに

より生ずる土地をこれらの用地として売却し、圃場整備の費用の低減をしようという考えです。現在、来年度の地形図作成調査計画地区採択に向けて、皆さんから事業の仮同意をいただけるようお願いすることと同時に、県に採択をお願いしているところです。

▼圃場整備の計画では、排水に家庭雑排水も混じるのか。

■当面は農業用排水に家庭雑排水も混じることになるが、公共下水道計画が進めば家庭雑排水はすべて下水道を通じて処理す

▼米の自由化の問題が取りざたされているが、町として生き残りのための考えは

■現在、町では農業コストの低減や土地の有効利用を図るため県、農協、土地改良区と一体になり広域農道や圃場整備事業、カントリーエレベーター等を含んだ南蒲原南部広域営農団地整備計画や、治水防除事業等に積極的に取り組んでいるところで

また、ソフトの面においても将来の町の農業を構想するための農業農村活性化推進事業に取り組み農業農村活性化機構を発足させています。

これらの事業を積極的に推進することに、将来に向かって安定した農業基盤整備と農業近代化施設の整備を図っていき

たいと考えています。

▼興野地区の集落センター建設の早期実現を

■集落センターについては毎年県に申請していますが、他市町村からも多数申請されています。当町では毎年一箇所ずつ採択してもらっていますが、さらに早期実現ができるよう努力して

ることになります。

▼圃場整備を年内に行うには、いつ申請すればいいの。

■圃場整備は計画的に行わなければならないので、申請してもすぐに実施できるものではありません。申請してから着工まで三カ年くらい必要です。なお、毎年四月に県に申請するようになっていきます。

▼中之島川右岸側は用水の水利権を持っていない。圃場整備後は猿橋川水系からの水利権が得られるのか。

■真野代堰の管理移管と合わせて水利権取得を県にお願いしていますが、慣行水利権から許可水利権の取得には制約があります。したがって、右岸専用の取水権をとっては難しいといえます。

▼三工区は猿橋川水系の水を利用して圃場整備をしてはどうかという話があるが、必ず水がくると言う保証は

■中条地区と同時に調査、計画できれば西所地区側の水量もき



町を全国にPRした「ジャンボおにぎり」

▼高速道路の全通にともない、たくさんのお客からの観光客が町内を通過していきます。

農協も合併したことですし、特産品の販売ができるような施設を設けるなどして町を全国にPRしていただきたい。

■PRについては町観光協会の事業等を県の観光事業に取り上げてもらい、新宿駅でPRをしたり、産業まつりに補助するなど、のほか、黒崎町にできる県のふるさと村にも町のコーナーを設ける計画です。

また商工会で商店街の診断を県にお願いしており、その際、中学校跡地に施設整備をするの



農業農村活性化機構のメンバーの真剣な表情

ちんと計算できるので、確認できると思えます。

＜用・排水路関係＞

▼真野代堰の町への移管の話はその後、どうなったのか。

■真野代堰の管理の移管については、いまの形で受け取るにはさまざまな問題があり現在、県、町、長岡市、町土改、信条土改、猿橋川土改の代表者による猿橋川治水水利調整委員会があり現在、幹事会で検討しているところです。

▼代償用水の工事が終わろうとしているが、今年水位が一定せず用水に不足をきたすことがあった。

であればそのなかに特産品をPRするコーナーをつくってはという話も出ています。

そのほか役場前で区画整理事業の計画もあり、実施できれば商業を含めた住居区域として開発できればと考えていますので、これができるおっしゃられるような施設も期待できるのではないかと思います。

ただ、特産品の販売については町だけでは実現できるものではないので今後、農協、商工会等と話し合いを進めていきたいと考えています。

▼農道の敷砂利をもっと多くしてもらいたい。

■農道台帳の面積により配分しているが、特別な事情があれば現況により対応していきたいと思えます。



農業の発展は町の願い



教育委員会関係

＜統合中学校関係＞

▼統合中学校への通学道路の整備について伺いたい。

また、通学路については、地元要望も聞いていただきたい。

■通学路は新しくつくるものでなく子供達の通学状況や道路事情、交通安全等を考え、学校とPTAとで設定するのが基本であり、道路改良と性格が違うことをご理解願います。

現在六本の路線を考えており、今年度三路線を整備する予定でいます。おもに農道を利用するため自転車や農耕車の通行を考えた程度の整備を計画しています。

▼統合中学校への冬季間の通学方法はー。

■冬季間の通学方法については、自転車で通えない場合は路線バス等の利用も検討しています。

▼中学校の通学にスクールバスを使う計画はー。あるとすればどれくらいの距離を考えているのか。

のなくなった河川敷の野球場ですが、町では将来なかに利用する計画はー。

■まだ、なにに利用するとは決定していませんが、有効利用について検討しているところですが。

▼公民館に図書室があるが利用しづらい。ぜひ、もう少しさっぱりした図書室をー。

■中学校の跡地利用の中で考えている文化施設の中で対応していきたいと考えています。

また、農村環境改善センターが完成すれば、公民館の利用にも余裕ができるので、そうなればまた別の対応ができるのではないかと考えています。

▼農協の各支所に児童図書室を揃



■スクールバスの利用を増やす考えはありません。また場合によっては、路線バスの利用も考えています。

▼中学生になると帰宅も遅くなる。通学路には防犯灯をお願いしたい。

■検討いたします。

▼中学校統合後のクラブ活動等による帰宅の遅い子供達へのスクールバスの対応についてー。

■具体的なものは開校後のクラブ活動を見て対応したいと思えます。

▼両中学校の閉校にともなう事業への考え方はー。

■昨年、両中学校で閉校準備委員会を作り協議しています。閉校に関しての事業については地域や同窓会、PTA、学校も含めたなかで考えていきたいと思えます。

▼新しい中学校の校名や、校章はー。

■校名は、中之島町立中之島中学校に決定しています。校章については現在、デザインを依頼中

えている町村もあると聞くが、町でもそういうものを考えられたい。

■以前は公民館や保育所等で行っていましたが、今はやっていません。今後、検討したいと思えます。

▼現在、中野公民館は取り壊されているのだが、今後の見通しはー。

■来年度には着工したいと準備を進めており現在、場所を検討しているところです。

▼室内で行うスポーツやプール等やりたくても施設がありません。スポーツ施設を早急に整備してー。

■現在、学校開放等で対応しているわけですが今後、両中学校の跡地利用のなかで施設の整備を検討していきたいと思えます。

企画課関係

＜流通団地関係＞

▼流通団地計画についてー。特に道路の状況はどうなるのか伺いたい。

■流通団地につきましては、町

です。

＜その他＞

▼小学校のスクールバス停留所の立替についてー。

■今後、検討させていただく考えです。

▼中学生の冬季間のスクールバスの利用をお願いしたい。

■現在の段階では対応できません。ご理解をお願いいたします。

▼中之島中央小学校へは中野の子供は歩いて通っているが、歩道から県道へはみ出して歩いている子もみうけられる。早急に歩道の整備をお願いしたい。

■今後とも、できるだけ努力をいたします。

▼暗くなっても自転車の電気をつけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

■話があるたびに学校から指導してもらおうようにしています。今後も学校によく話をしていきたいと思えます。

▼統合中学校が開校すると、中



流通業務区域の指定を受けているインター周辺

の活性化を目標に取り組んでおり農村地域工業等導入促進法の適用を受け土地開発公社による開発を予定しています。現在、構想中であり、細かいところは決まっていますが平成四年から開発に入りたいと考えています。

また、道路については細部についてはまだ決定していませんが、入口としては現在の北越長陵生コン交差点から信号機を設置して入るようになりたいと考えています。

▼現在構想されている流通団地は、バイパスの見附方面への乗り入れができない。

せつかく団地をつくっても効果が半減するのはー。

之島中央小学校の給食も中学校の調理室で作られ小学校へ運ばれてくるということですが、衛生面で問題はないのか。また今までの小学校の給食設備はどうなるのか。

■中之島中央小学校は、開校時五百四十五人の児童が現在七百四十五人に増え、十三年を経過した給食施設は能力的に追いつかず、また米飯給食にも十分な対応が出来なくなってきたと思います。そのため、新しい近代的な設備を持つ中学校の給食設備で同時に調理を行いたいと計画しています。

衛生面については専用の輸送コンテナを使い、食べる寸前まで外気に触れることのないようにするなど十分注意を行いたいと思えます。

また、今までの小学校の設備を改造し、コンテナ用のカウンターを作る計画です。

▼上通と信条公民館は地域の規模に比べて小さいように思う。狭くて公民館活動に支障をきたすこともあるので、出来たらもう少し大きくしてもらいたい。

■現在の状況では、期待に応ず



ることは出来ません。小学校等を利用するなどの方法で、対応していただきたいと思えます。

▼旧中条小学校の体育館は老朽化が進み限界とも思えるが、地区としては是非とも必要なものなので、今後の対策について伺いたい。

■旧中条小学校体育館については現在、取扱いについて調査、検討を行っています。

確かに老朽化が進み使用を続けることが難しい面もあろうと思いますが、中之島北中学校の体育館の利用することで対応願いたいと思えます。

▼野球場ができ、使われること

日本人の暮らし

乳児死亡率の改善とともに

—人生前半は男性上位—

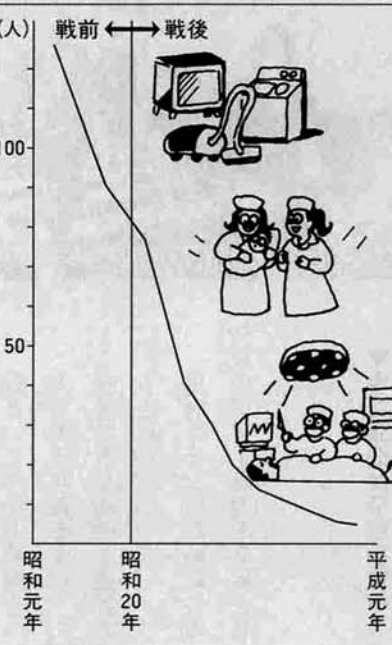
出生から一年以内に死亡する赤ちゃんの数(乳児死亡)は戦前では一割以上もありましたが、戦後は生活水準の向上、病院施設での出産、医療の技術進歩などにより急激に減少し、平成元年では、千人当たりわずか四・六人となりました(人口動態統計)。そして、生まれた赤ちゃんのほぼ九九%が成人を迎えています。

この乳児死亡率の低下は、思わぬところに影響を与えています。

出生時の、女子百人に対する男子の数は(人口性比)は一〇五前後で、常に男子が女子より多く生まれていますが、男児・男性の死亡率のほうが高いので、年齢が高くなるにつれその差は縮まります。しかし、幼い世代での死亡率の男女間格差が少なくなったことにより、出生時の比率が成人時までもち越され、逆転する年齢が四十歳と次第に高くなってきているのです(国勢調査)。

なお、わが国全体の人口性比は九六・七で欧米諸国とほぼ同じ水準となっています。

乳児死亡(出生千対)の推移



■現在、広域農道の整備計画により見附市との間に刈谷田川の新しい橋を架けるというルートが検討されています。
この橋が実現すればバイパスへの乗り入れも非常に楽になるものと思います。

▼流通団地は現在進行中なのかどうか。
■流通団地については七月に地権者の皆さんと話し合いを持ち、ご理解をいただきましたので現在、計画づくりや市街化区域編入のための法手続事務の段階です。

▼交通安全関係
■交通安全の進め方について。道路管理者が安全確保のために行うもの、警察や公安委員会がおこなうもの、車の運転者、所有者や歩行者、住民の皆さんがそれぞれに行うもの、町が行う啓発事業等それぞれの立場があるわけですが、これらの部門が関連しあい始めて交通安全の目的が達成されるものと考えています。

▼中之島・灰島間の旧国道と灰島地内は、朝の通勤時間帯は車の通りが激しく危険である。規制することはできないのか。
■検討させていただきます。

▼中興野地区の県道と町道の交差点は事故が多発している。信号機等の設置を。
■この箇所については何回も警察と現地を見たりしていますが、常に難しい問題です。

▼来年は都市計画の線引き見直しであるが、押切駅前ほどのような位置づけになっているのか。
■駅前と長岡市新組町とを含めた考え方はできないのか。
■都市計画の見直しは五年ごとに行われていますが、行政区の中での飛び地の開発はなかなか認めてもらえません。基本的には現在の市街化区域の隣接を広げていく手法しかできないという事になりますし、最近具体的な開発計画がなければ区域の拡大は難しくなっています。
したがって、駅前を市街化区域に編入することは現在では非

▼中野西地内の大山さんの前の県道交差点に、止まれ等の標識を。
■規制を伴う交通標識については公安委員会の仕事なので、見附警察署を通してお願いしていきたいと思っています。

▼町道中野・大保線と県道与板・大口線の横山地内の交差点は一時停止を無視する人が多々ある。安全に通れるよう信号機の設置を。
■見附警察署の話では、どちらかが優先道路になる可能性があるということですが、町としては、今後とも信号機設置の要望箇所としてお願いしていきたいと考えています。

▼中之島・灰島間の旧国道と灰島地内は、朝の通勤時間帯は車の通りが激しく危険である。規制することはできないのか。
■検討させていただきます。

▼中興野地区の県道と町道の交差点は事故が多発している。信号機等の設置を。
■この箇所については何回も警察と現地を見たりしていますが、常に難しい問題です。

▼来年は都市計画の線引き見直しであるが、押切駅前ほどのような位置づけになっているのか。
■駅前と長岡市新組町とを含めた考え方はできないのか。
■都市計画の見直しは五年ごとに行われていますが、行政区の中での飛び地の開発はなかなか認めてもらえません。基本的には現在の市街化区域の隣接を広げていく手法しかできないという事になりますし、最近具体的な開発計画がなければ区域の拡大は難しくなっています。
したがって、駅前を市街化区域に編入することは現在では非

庶務課関係

▼選挙の時、開票所には一般の人の立ち入り見聞は出来ないのですか。
■開票所には、原則として入場制限はありません。ただ公民館を利用しているためスペースに限りがあり入場者数の制限をしています。

▼防犯灯の担当課は。
また、防犯灯の設置をお願いしたいのだが、整備計画はあるのか。
■庶務課で担当しています。防犯灯については各集落で整

▼ふるさと創生資金の使途について。
■ふるさと創生事業については、皆さんからアイデアを募集したり、庁内で検討したりした結果、現在ふるさと創生基金として積み立てています。
今年度は基金の利子収入で文化の振興として整備するための費用や産業の振興として、産業まつりへの助成、人材育成として信条小学校に対し豊かな心を育てる教育活動推進事業への助成を行っています。
また、国ではふるさと創生事業を継続する形でふるさと一兆円構想を打ち出していますので今後、国の動向を見ながら中学校統合後の跡地利用等を含めた総合的な計画をたてていく中で使途の検討を進めています。

▼今後とも大きなプロジェクトがあると思うが、町の財政は大丈夫か。
■公債費比率の上限をどの程度に考えているのか。
■備をしてもらい、それについて町が補助する形をとっています。集落間を結ぶものについては三分の一、集落内については電柱を立てる費用以外の全額を補助することになっています。しかしながら、集落間の防犯等の整備をより促進するため、他町村の整備状況などを参考に、して今後、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

▼稲島と中野中の間の町道に防犯灯の設置を。
■防犯灯については、地区で設置されたものに町が補助金を出す形になっています。集落間の設置については三分の一の補助率になりますが、この区間は距離が長く多額の費用がかかると思いますので、地元負担をもっと軽減できるような（補助率の引き上げなど）何か良い方法がないか考えてみたいと思います。

▼中条新田宇川原地内は住宅が増えてきているが水道の出が悪く苦情が絶えない。
■水道は見附市の管理になっていますが近年、水道管の老朽化が進み事故が増えています。市では伏せ替えを検討されていますが、多額の費用がかかるので具体的な結論はできていません。

▼西野集落開発センター脇に新しくごみ収集場を設けたが、収集に回ってきていた。新しい収集場所を設置された場合は、届出をしていただき調査、検討のうえ収集可能であれば応じます。
▼町では粗大ごみの回収を行っていないが今後、検討していただきたい。
■今まで粗大ごみは回収しませんでした。今現在、中条新田地内に建設中のごみ処理施設が完成することで粗大ごみの収集に対応ができるようになります。四月から回収を始める予定ですが、回数については現在検討中です。

▼ふるさと創生資金の使途について。
■ふるさと創生事業については、皆さんからアイデアを募集したり、庁内で検討したりした結果、現在ふるさと創生基金として積み立てています。
今年度は基金の利子収入で文化の振興として整備するための費用や産業の振興として、産業まつりへの助成、人材育成として信条小学校に対し豊かな心を育てる教育活動推進事業への助成を行っています。
また、国ではふるさと創生事業を継続する形でふるさと一兆円構想を打ち出していますので今後、国の動向を見ながら中学校統合後の跡地利用等を含めた総合的な計画をたてていく中で使途の検討を進めています。

▼風俗営業についてですが、今までは何が建つかもわからずハンコを押していたため現在のようない状態になってしまった。町で規制する条例をつくってほしい。
■町としても好ましいとは思っていませんが、合法的に申請されれば残念ながら現在の法律で

▼保健衛生課関係
中条新田宇川原地内は住宅が増えてきているが水道の出が悪く苦情が絶えない。
■水道は見附市の管理になっていますが近年、水道管の老朽化が進み事故が増えています。市では伏せ替えを検討されていますが、多額の費用がかかるので具体的な結論はできていません。

▼保健衛生課関係
中条新田宇川原地内は住宅が増えてきているが水道の出が悪く苦情が絶えない。
■水道は見附市の管理になっていますが近年、水道管の老朽化が進み事故が増えています。市では伏せ替えを検討されていますが、多額の費用がかかるので具体的な結論はできていません。



は規制することができません。町としての指導要綱をつくることも考えられますが、あくまで指導であり法的な強制力は生じません。
出店させないためにも地元住民の理解と協力が必要だと思います。

▼中之島公民分館前にバスを利用する人たちのための駐輪場を。
■平成四年に両中学校が廃校になるため跡地利用が検討されていますので、これらの中に含めて考えたいと思います。

▼駅前地区広場公園の建設計画について。
■猿橋川の旧河川の埋め立て地になるわけですが、道路の東側に約千二百㎡、西側に約六百㎡が生じます。
町に払い下げられるまでには、まだ相当の期間が必要であり今後、進入道路や長岡市との境界や個人所有の土地の問題、土地提供者への代替地の問題等解決しなければならぬ問題が多くあります。
町としては、なんとか公園に

一日も早く水圧をあげるようお願いしたい。
■水道は見附市の管理になっていますが近年、水道管の老朽化が進み事故が増えています。市では伏せ替えを検討されていますが、多額の費用がかかるので具体的な結論はできていません。

▼西野集落開発センター脇に新しくごみ収集場を設けたが、収集に回ってきていた。新しい収集場所を設置された場合は、届出をしていただき調査、検討のうえ収集可能であれば応じます。
▼町では粗大ごみの回収を行っていないが今後、検討していただきたい。
■今まで粗大ごみは回収しませんでした。今現在、中条新田地内に建設中のごみ処理施設が完成することで粗大ごみの収集に対応ができるようになります。四月から回収を始める予定ですが、回数については現在検討中です。

▼保健衛生課関係
中条新田宇川原地内は住宅が増えてきているが水道の出が悪く苦情が絶えない。
■水道は見附市の管理になっていますが近年、水道管の老朽化が進み事故が増えています。市では伏せ替えを検討されていますが、多額の費用がかかるので具体的な結論はできていません。



▼住民福祉課関係
中条保育所は冬になると風雪が強く、子供達を迎えに行くにも大変である。
旧小学校跡に建て替えれば